

燃料費や電気代高騰の影響を受けている中小企業者による再生可能エネルギー発電による自家消費や省エネ設備への更新によるエネルギーコストやCO2排出量の削減を行う取組を支援します。

補助対象者

- ・中小企業等経営強化法第2条第1項に該当する中小企業者のうち、日本標準産業分類(中分類)による農業、林業、漁業及び水産養殖業以外の業種を営むものをいう。
(株式会社、有限会社、合名会社、合同会社、企業組合、協同組合、個人事業主等)
- ・市内に事業所を有すること
- ・市内で1年以上事業を営んでおり事業継続の意思があること
- ・鳥取市暴力団排除条例に規定する暴力団等でないこと
- ・市税等の滞納がないこと

補助対象経費

調査費、設備費、設置工事費、設備処分費

補助対象事業

① 再エネ設備等の新增設

【対象設備】 太陽光、風力、水力、バイオマス等を利用して発電する設備 **(※全量自家消費型のみ対象)**
蓄電池(再生可能エネルギーにより発電した余剰電力を蓄えるものに限る。)、充電設備
※導入費用が200万円以上であること。
※逆流を防止する装置を必ず設置すること。
(装置の設置が確認できない場合は補助対象外)

【補助率】 1/3

② 高効率な省エネ設備への更新

【対象設備】 高効率空調設備、業務用給湯器、高効率ボイラ、高効率変圧器、冷凍冷蔵設備、高効率照明、コージェネレーションシステムなど
※導入費用が100万円以上であること。
※省エネ診断の改善提案に基づく設備、機器の更新のみ対象

【補助率】 1/3

①②要件

- ・中古品、リース契約、PPAによるものは対象外。
- ・投資回収期間が10年以下と見込まれること
- ・居住用途(共用部など区分が明確でない場合を含む)でないこと

その他要件

- ・補助金の交付は1事業者につき1回限り、①②の合計で、500万円を上限とする。
- ・鳥取県制度(※)との併用可(※鳥取県省エネ・再エネ導入支援事業補助金)。
- ・補助対象経費の支払いは、「銀行振込」のみとする(※銀行振込以外は補助対象外)。

申請期限

【交付申請期限(必着)】 令和8年9月30日(水) (予算上限に達し次第受付終了)

【実績報告期限(必着)】 令和8年12月25日(金)
(同日までに事業完了可能な事業に限る)

